

経 済 建 設 委 員 会 記 録

1 日 時 令和7年6月23日(月)
午前10時00分 開会
午前11時22分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 伊 藤 嘉 秀 副委員長 黒 田 真 徳
委員 片 平 恵 美 委員 山 本 健十郎
委員 藤 原 雅 彦 委員 篠 原 茂
委員 伊 藤 謙 司 委員 伊 藤 優 子

4 欠 席 委 員 な し

5 説明のため出席した者

・副市長 赤 尾 禎 司

・経済部

部長 藤 田 清 純 総括次長(営業推進監) 鈴 木 今 日 子
観光物産課長 阿 部 広 昭

・建設部

部長 高 橋 宣 行 総括次長(都市計画課長) 町 田 京 三
道路課長 亀 井 英 明 建築指導課長 横 山 和 良
都市計画課技幹 井 手 義 治 都市計画課技幹 庄 野 仁 規
道路課主幹 瀬 崎 知 尋 道路課技幹 黒 田 雅 人

・上下水道局

局長 玉 井 和 彦 総括次長(企画経営課長) 藤 田 英 友
次長(水道課長) 清 水 克 徳 下水道課長 村 尾 治
施設管理課長 由 藤 貴 文 下水道課技幹 檜 垣 慶
施設管理課技幹 三 宅 力

6 委員外議員 伊藤 義男 議員 井谷 幸恵 議員

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 松平 幸人 主任 田辺 和之

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第41号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

(2) 閉会中の常任委員会開催について

(3) 行政視察について

9 会議の概要

○ 開 会 午前 10時00分

●伊藤嘉秀委員長：開会挨拶

○赤尾副市長：挨拶

(1) 付託案件審査

◎建設部関係

◇議案第41号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○横山建築指導課長：説明

< 質 疑 >

●片平委員：今回の手数料改定は開発業者に対してのみの影響となるのか。一般市民に対しても影響は出るのか。

○横山建築指導課長：開発業者が開発行為の許可を申請するものも多少あるが、今回の改定については、自己の居住用の申請も該当するため、個人事業主に影響がある。

●藤原委員：今回の改定で手数料がどの程度上がるのか。

○横山建築指導課長：今回の改定は4件あるが、そのうち3件については1,000円、1件については1万円上昇する。なお、開発は年間10件強であるが、今回の改定内容に係る申請は少なく、ほとんど影響はないと考えている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第43号 新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：説明

< 質 疑 >

●伊藤優子委員：利用料金について、指定管理者が上げられるようになるということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：料金の上限が決まっており、その範囲内で指定管理者から申出があれば新居浜市が承認して決定する形になる。

●山本委員：指定管理者が申請して市が承認するということだが、それで問題ないのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：問題ないと考えている。現在の料金が上限で、それ以下で申請があれば、承認をもって料金に変更となる。今の料金より上がるというわけではない。

●山本委員：今より上げることはないということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：指定管理者の方で上げることはない。今の条例の範囲内で決めることになる。

●山本委員：行政で料金を決めるということによいか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：条例で上限が決まっており、その範囲内での指定管理者からの申出をもって市が承認するという意味では、最終的な決定権は新居浜市にある。

●山本委員：その範囲で行うということは、料金を下げる以外はないということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：上限が決まっており、それ以下の範囲で指定管理者からの申出があってという形になる。

●藤原委員：料金を上げる際は条例を改正するということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：そういうことになる。

●片平委員：どういった理由で利用料金制を導入するのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：現在駅前、駅南口駐輪場を指定管理者制度としている。それに加えて駐車場を含めて指定管理者制度を導入したいと考えている。その中で、より効率的に、利便性が高い形で経費削減していくためには、利用料金制を導入した方がよいと考え、決定した。利用料金制を導入できるような条例の改正となっている。

●片平委員：駐車場も指定管理者制度とするにあたって、利用料金制度を導入することがなぜ効率化、経費削減につながるのか教えてほしい。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：収入が指定管理者になることによって、指定管理者の自由度が増し、支払い方法の多様化といったことができる。利用者にとっては支払いの多様化によって便利になる。また、駅南側から駅北側へといった駐輪場の移動を含めて不便がなくなるといったことがある。

●伊藤嘉秀委員長：確認だが、現在、徴収した料金は市役所の会計に入っているが、それを指定管理者の会計に入れ、利用者が払ったお金を指定管理者が設備をよくするために循環させるという目的として使えるということによいか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：そのとおりである。

●片平委員：利用者にとって便利となる支払いの多様化とは、電子マネーが使えるようになること

いったようなことか。市が管理してはそういったことができないということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：自由度が増すため、そういったことがやりやすくなるということである。

●藤原委員：現在の駐車場、駐輪場利用料金は全体でどの程度か。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：令和6年度の収入として、駐輪場2か所が約1,200万円、駐車場3か所が約1,600万円となっている。

●藤原委員：年間で合計約2,800万円ということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：合計約2,800万円となっている。

●藤原委員：この議案が可決されればこの2,800万円が指定管理者に入るようになるということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：収入は一度指定管理者に入る。昨年度収入約2,800万円に対して支出が約2,200万円あり、約600万円の利益が出ている。その全てが指定管理者の利益というわけではなく、一定の固定納付という形で、数百万円は市に入れてもらうようになり、それを超える部分については、変動納付という形で何割かが市に入る形での契約を考えている。

●藤原委員：市にある程度は入るということか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：そういうことである。

●伊藤優子委員：駐車場料金の回収は現在市が行っているのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：業務を委託しており、回収した料金は市の金庫に入っている。

●山本委員：現状とどう変わるのかをわかりやすく教えてほしい。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：駐輪場と駐車場があり、駐輪場については現在指定管理者制度を導入し、料金は市に入っており、指定管理者に委託料を支払っている。駐車場については現在指定管理者が入っておらず、新居浜市が直営で行っている。変更点としては、駐車場と駐輪場併せて指定管理者制度を導入する。利用料金制となると、収入は指定管理者に入るが、一定程度の固定納付もしくは変動納付という形で利益を新居浜市に入れてもらう形になる。

○高橋建設部長：現在、毎月職員が徴収しているが、それを全て指定管理者にお任せして、一定固定で新居浜市に収入をいただくということが事務の効率化になると考えている。また、指定管理者にお任せすることで、先ほど言っていたような電子マネーのように、複雑な手続等を指定管理者の工夫の中で対応でき、指定管理者の効率化が図られ利益につながるといった形にできればと思っている。

●山本委員：人件費一人分程度は費用削減されるのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：人件費何人分ということは今お答えすることはできないが、事務は一定指定管理者側に移るため、効率化が図られると思っている。

●伊藤謙司委員：現在の指定管理者はどこが入っているのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：シルバー人材センターが指定管理者となっている。

●伊藤謙司委員：指定管理者となって何年目か。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：平成26年に指定管理者制度が導入されており、12年目となる。

< 討 論 > なし
< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第44号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：説明

< 質 疑 >

●伊藤謙司委員：市役所周辺道路整備事業の金子小学校東側道路の設計測量委託料で1,000万円と
なっているが、最終的に拡幅してどういう形になるのか。

○亀井道路課長：金子小学校東線整備については、学校側に道路を拡幅し、歩道を学校側の方に
入れ、歩道と車道合わせて8メートル幅の道路とする計画となっている。

●伊藤優子委員：歩道の段差は解消されるのか。

○亀井道路課長：段差は解消されるが、車道と歩道の間にはブロックを設置する。

●片平委員：金子小学校東側は学校に沿って歩道が現在あるが、旧金子保育園より南側では歩道
が反対側に設置されている。そういったねじれた状況は仕方ないのか。

○亀井道路課長：金子小学校東南に位置する畑の一部の用地買収を検討しており、そういったね
じれの状況は無くす予定としている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時27分／ 再開 午前10時29分

◎上下水道局関係

◇議案第45号 令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 >

●片平委員：ウォーターPPPについて資料は以前にもいただいていたが、議会に議案として出
されるのは今回が初めてという認識で間違いないか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：債務負担行為の議案として提出するのは今回が初
めてである。取組について従前から委員会等で報告は行っている。

●片平委員：今回議会に諮られるという形で初めて出てきたが、もう委託の話になっているとい
うところで、もう少し丁寧な説明が必要だったのではないかと思うが、ウォーターPPPを導入
するかしらないか、メリットとデメリットというのはどのように比較したのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：従前からの予算に関しては、業務委託や指定管理
者制度を行っていた。今回の上・工・下水道事業一体でのウォーターPPPというのは、国土
交通省がそういった形での民間委託を推進し、市としても技術職が不足している中、横断的に
上・工・下水道事業3会計を一本にして、最終的には特定目的会社、SPCを作っていただき、

そこが一元管理して、業務の効率化を図る。現在の試算ではあるが、これ以上物価が伸びないようであれば、約10年間で2億円ほど経費も削減できると考えている。

●篠原委員：ウォーターPPPは水分野の公共施設を対象とした新しい官民連携であるが、民間に委託しても、水の安全安心は大丈夫なのか。

○清水次長（水道課長）：水道事業における今回の包括委託については、現在個々に委託している業務を一つにまとめて、10年間の長期契約とするものであり、水質監視や断水の作業などは、これまで通り職員の方で行うこととしており、引き続き安全安心な水を供給する。

●篠原委員：現在も、上水道、下水道、工業用水道、下水処理場、雨水ポンプ場などは民間に委託しているが、今回のウォーターPPPとの違いは何か。

○村尾下水道課長：下水処理場、雨水ポンプ場の運転管理や、水源工水施設の維持管理については事業ごとに包括委託を行っており、その他施設については修繕、清掃等業務の内容により個別に委託している。今回ウォーターPPP、包括委託によって何が変わるのかとしては、それぞれ個別に委託をしていた上・工・下水道事業の複数の業務を一つの包括業務として、10年間の長期契約を行うところが、これまでの委託業務等との大きな変更点である。導入の効果としては、官民それぞれの事務負担が軽減され、民間の創意工夫による、業務効率化やスケールメリットによるコスト縮減が図られるなど、ヒト・モノ・カネの課題に対処できる効果が期待されると思っている。また、施設の維持管理だけでなく、更新計画や、更新工事も含んでおり、維持管理と更新を一体的に実施することで、維持管理上の気づきを更新に反映させることができるなど、効率的な維持管理と更新が図られると考えている。

●篠原委員：6月4日に米子市議会議員が新居浜市にウォーターPPPの視察に来られた。視察に来るということは、新居浜市は全国的にトップで走っているということか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：上水道と下水道でという事例はある程度あるが、工業用水道まで局で一括して経営するのは、なかなか少ない、全国でも全国的にも珍しいということである。取り掛かりについても、全国的にも早かったということで、そういった意味で少し本市の方が先行している認識である。

●片平委員：心配なのが、技術者がおそらく民間企業でも潤沢にはいないと思い、新居浜市でも技術者の採用に苦労していると思う。委託することで、民間の方は大丈夫なのか、また、市から出向で行ってしまうことはないのか。事業を一切お任せしたときに、市の職員の技術が育たなくなるような、技術継承がしっかりとされていくのかという心配もしているが、そのあたりいかがか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：ご心配の通り、土木技術職員は本市でも減ってきている。その中で、例えば道路の少し小さい穴を、職員がわざわざ行ってチェックするより、民間の舗装業者の方に見ていただいた方が、行く時間やコストも削減できる。今土木職員が日

常業務に追われ、施工管理、全体的なストックマネジメントや、大きな施設の更新になかなか注力できないことがあり、維持修繕的なそういった形については、民間の方にお預けして、その結果を行政の方に報告していただき、そちらを確認する。逆に大きな施設の更新や施設のダウンサイジングなどについては、やはり行政の方が詳しくチェック機能を働かせつつ行っていないと、そこは民間に任せてしまうと、無駄な大きな施設作ったり、現状維持のままでいいのではないかとするため、そちらについては行政の方が携わっていくという区分けをしていきたいと考えている。

< 討 論 >

- 片平委員：いきなり議会に出てきて、そしてもうここで決めてくださいというのは少し拙速すぎる。もう少し丁寧に議論をしていく必要があるのではないかと思うため、反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第46号 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 > なし

< 討 論 >

- 片平委員：先ほどと同様に拙速すぎるため、反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第47号 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：説明

< 質 疑 >

- 篠原委員：港町雨水ポンプ場改築事業があるが、ポンプ場の改築は今後も出てくるのか。また、改築すべきポンプ場はあと何か所ぐらいあるのか。

○由藤施設管理課長：公共下水道事業会計の雨水ポンプ場は全部で11施設あり、そのうち、施設の建て替えにより改築を実施する必要があると考えている施設は2施設である。一般会計の排水ポンプ場は、大小含め26施設あり、そのうち、施設の建て替えにより改築を実施する必要があると考えている施設は4施設である。

- 片平委員：ポンプ場の耐用年数を教えてほしい。大体どの程度で改築しないといけないのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：現実的に、法定年数を超えて使っている。建物の限度と言われている年数があるが、現実にはそれを超えて70年、80年使って、改築したりとかというのが、今の現状である。特に一般会計、雨水ポンプ場につきましては、なかなか財源がない。国庫補助などといったものは使えないため、今後はなるべく公共下水道事業会計の財源国庫支出金などの活用、こういった協議をしながら随時行いたいと考えている。

- 山本委員：先ほどの説明で港町雨水ポンプ場改築事業の総事業費が4億円増加したとのことだが、その内訳は。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：まず、工法の変更として、鋼矢板という矢板を打つが、最初はウォータージェットで行っていたが、鋼矢板を打設工法に変更するという事で約1億円。仮設ポンプの増設やその設計で約2,200万円。また、物価上昇による見積変更で約2億7,600万円、こちらで一番大きいのは、人件費や物件費で、例えば公共工事の労務単価は、令和5年度と比較して、令和6年度が約10%、令和7年度は令和6年度に対して約9.5%、令和8年度で約10%上がっており、約4割人件費、設計単価が上がっているため、そこを考えると、2億7,600万円という大きな数字となっている。

●山本委員：こういった物価上昇によるものが最近多いが、予算策定時にある程度見通しはつかないのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：基本、国庫補助事業を活用して、設計を行っている。その中である程度安全側を見るが、国の方にしても、例えばその労務単価を幾らで見ているのかといったときに、4年後を見越して、今の単価の3割増しで要望することなどは、なかなか難しい。昨年も、人勧や一般会計でも、かなりの金額が補正として上がったと思うが、そういった状況で、特に民間のそういった現場の単価は、かなり上がっており、見越して予算に上げることが難しい。国に申請している数字上も膨らませてというのは、なかなか会計上難しく、最近特に慎重にはなっていると感じている。

●山本委員：こういう状態が今後も続くという見通しを持っているのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：水道事業会計だけではなく、例えば一般会計の方でも、今年の人勧でも上がったりすると、来年もおそらく補正など、どんどん出てくると思う。まして、今トランプ大統領のその関税などで、原材料費なども上がると思うため、それがどこまで影響があるかは不明だが、令和7年度から下がることはないと感じている。

●藤原委員：最終的に、受益者負担という形で市民の方から負担していただくという局面がこれからは出てくると認識した方がいいのか。

○藤田上下水道局総括次長（企画経営課長）：水道については25年ぶり、下水道については12年ぶりに、料金を令和4年10月使用分から上げさせてだいた。そこから4年に一度見直しするということで、実際この令和7年7月に、第一回の運営審議会に諮問し、今後物価高などが続く中で、今の水道料金で果たして耐震化や、下水道の運営が成り立つのかということを諮っていくつもりである。

< 討 論 >

●片平委員：ポンプ場については理解するが、ウォーターPPPについて先ほどと同様の理由で反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

休憩 午前10時54分／再開 午前11時00分

◎経済部関係

◇議案第42号 新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○阿部観光物産課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤優子委員：ゆらぎ館の宿泊室の利用金額の6,600円とは食事を含めた金額か。

○阿部観光物産課長：食事は含まれておらず、素泊まりの金額となっている。

●伊藤優子委員：2食を含むといくらになるのか。

○阿部観光物産課長：12,000円からの金額となる。

●伊藤優子委員：作楽工房の方はどのようになっているのか。

○阿部観光物産課長：素泊まりの料金としている。食事は別途料金で、ゆらぎ館で取ることができる。

●伊藤優子委員：最近ホテル代が高い。宣伝はどのようにするのか。

○阿部観光物産課長：指定管理者のホームページやSNSを通じて宣伝する。

●藤原委員：作楽工房の宿泊室は新たに整備したものか、それとも従来あったものなのか。

○阿部観光物産課長：新たに整備したもので、空き部屋を活用したものとなっている。

●藤原委員：整備にあたってどの程度の費用が必要だったのか教えてほしい。

○阿部観光物産課長：宿泊施設として整備するに伴い、改善が必要だった箇所が、換気扇と避難路の誘導灯のみで、二、三十万円程度の修繕費用で済んでいる。

●藤原委員：宿泊であるため、ベッド、寝具などの設置はどうなっているのか。

○阿部観光物産課長：宿泊のベッドについては、当初ゆらぎ館にあったもので、使わなくなったものがあり、その二段ベッドを分解して利用する。

●藤原委員：大体何人ぐらいが泊まれるスペースがあるのか。

○阿部観光物産課長：9人部屋と7人部屋合計16人の定員となっている。

●山本委員：宿泊室の整備は指定管理者からの要望で行ったのか、それとも市民からの要望で行ったのか。

○阿部観光物産課長：指定管理者からの要望である。

●山本委員：要望があったということは、需要があると見たということか。

○阿部観光物産課長：指定管理者が日々の業務の中で、登山者等要望を聞いていたのではないかなと思う。また、最近登山ブームであるため、別子山にはたくさんの山、登山口があるにもかかわらず、なかなか安価に泊まれる施設がないということで、作楽工房の宿泊室整備の案が上がったと思っている。

○藤田経済部長：指定管理者からの要望という話だが、大分前からこの話はある、オーベルジュゆらぎはお食事がやはりそれなりに高級であるが、以前からずっと登山者が使いたいというこ

とで、どうにか宿泊施設ができないかという要望もあった中で、今回作楽工房の空いた部屋に以前使っていたベッドを入れると、何とか使うことができるという話で進んでいった。指定管理者からだけの要望ではなく、市民からの要望もあった。

●山本委員：ゆらぎの森に年間どの程度の来場者、宿泊者がいるのか。

○阿部観光物産課長：令和6年はゆらぎの森の入込客数が1万5,890人、宿泊者数は506人となっている。

●山本委員：三、四年前と比較してどうか。

○阿部観光物産課長：入込客数として、令和3年はコロナ禍で少なく8,320人となっている。

●伊藤嘉秀委員長：それ以前の数字はありますか。

○阿部観光物産課長：コロナ禍前、平成31年、令和元年で4万1,200人となっている。

●山本委員：当時の宿泊者数は。

○阿部観光物産課長：令和元年の宿泊者数の資料は手元にないが、令和3年は宿泊者数288人となっている。

●山本委員：入込客数も含めてかなり減っているが、行政としての対応をしていないのか。指定管理者と協力して対応しないといけないのではないか。指定管理者の従業員数は何名かわかるか。

○阿部観光物産課長：従業員数の資料は持ち合わせていないため、お答えできない。

●山本委員：令和元年の宿泊者数と現在の指定管理者の従業員数を後で教えてほしい。

●伊藤嘉秀委員長：それでは後ほど皆さんにお知らせすることとする。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時14分／再開 午前11時16分

（２）閉会中の常任委員会開催について

●伊藤嘉秀委員長：5月15日に開催された委員長会において、今年度においても、昨年度と同様、所管課から状況報告等を受ける場として、閉会中の委員会を開催することに決定した。開催月については、委員会によって案件等の状況が異なることから、各委員会で判断することとなった。なお、正式な委員会として開催することに伴い、継続審査となっている案件があれば、閉会中の委員会において審査をすることになる。まず、候補日として、8月7日（木）もしくは8月9日（金）のいずれかで開催したいと思うが、都合はどうか。

●伊藤謙司委員：どちらでも問題なし

●伊藤嘉秀委員長：それでは8月7日（木）もしくは8月9日（金）のいずれかで決定したいと思うが、日程については、担当課の都合もあることから、最終の決定は、正副委員長に一任いただきたい。決まり次第通知させていただく。

[異議なし]

- 伊藤嘉秀委員長：閉会中の委員会における調査項目について希望の項目はあるか。
- 伊藤嘉秀委員長：調査項目については、6月30日（月）までに私もしくは担当書記まで提出し、その後、正副委員長において調整、決定するという事で、一任いただけるか。

[異議なし]

（４）行政視察について

- 伊藤嘉秀委員長：日程は、7月29日（火）から8月1日（金）までの3泊4日で、研修先及び研修項目については配付の資料のとおりである。この内容で実施してよいか。

[異議なし]

- 伊藤嘉秀委員長：それでは、この内容で決定するが、諸般の事情により変更が生じた場合は、委員長に御一任いただきたい。次に、視察先での服装について、上着、ネクタイの着用についてご意見いただきたい。
- 伊藤嘉秀委員長：相手先と調整するが、ネクタイは非着用にしたい。上着については議員バッジをつける必要があるため、訪問時は着用し、研修中は着脱自由で行いたいと考えている。

[異議なし]

○ 閉 会 午前11時22分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和7年6月23日

○建設部関係

議案第41号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第44号 令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

ページ

歳出 第8款 土木費 5・22~24

○上下水道局関係

議案第45号 令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○経済部関係

議案第42号 新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例の
制定について